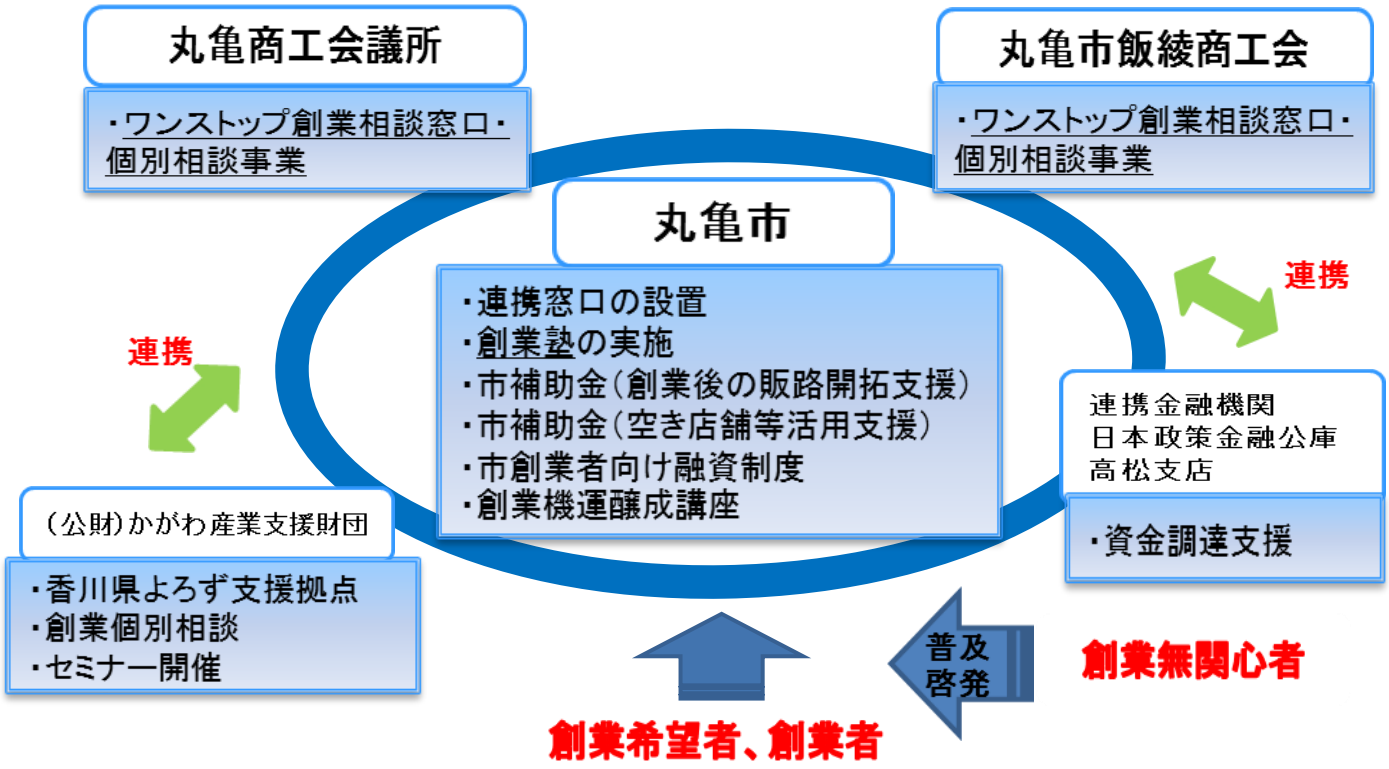
丸亀市創業支援等事業計画

丸亀市では産業競争力強化法に基づく「丸亀市創業支援等事業計画」を策定し、国より認定を受けました。今後は、本市をはじめ、地域の経済団体や金融機関、創業支援機関などとの連携により創業支援ネットワークを構成し、市内で創業を目指す方（創業後間もない方）を対象に、創業前から創業後まで必要なノウハウをトータルで習得できる支援策を提供します。各関係機関の支援策については下記図の通りですので、是非ご活用ください。

丸亀市創業支援等事業計画の内容

下線：「特定創業支援等事業」



★「特定創業支援等事業」とは

これから創業される方、創業後間もない方に対する継続的な支援であり、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の４つの必要な知識を習得することを目的とした事業であり、丸亀市主催の「創業塾」と、丸亀商工会議所と丸亀市飯綾商工会が実施する「ワンストップ創業相談窓口・個別相談事業」が該当します。

創業塾・個別相談事業等を１ヶ月以上にわたり４回以上受けた場合、本市において「特定創業支援等事業を受けたことの証明書」を発行します。証明を受けた創業者の方には裏面のようなメリット（優遇措置）があります。

【お問い合わせ先】
丸亀市　産業生活部 産業観光課
TEL：0877-24-8844　FAX：0877-25-2409　MAIL：sangyokanko-k@city.marugame.lg.jp

★証明書の交付対象者

丸亀市の特定創業支援等事業による支援を受けた方で、①又は②に該当する方

① 現在事業を営んでいない個人

② 事業を開始した日以後 5 年を経過していない個人又は法人

〈注意事項〉

・事業所得を得ている方、法人の代表者や代表権を有する役員は「事業を営んでいない個人」には該当しません。

・既に事業を営んでいる方が、新たに別事業を営む場合、新規事業での申請は交付対象となりません。

・個人事業主が法人成りにより会社を設立した場合、個人事業主としての事業開始日を起算日として 5 年未満であれば交付対象となります。

・丸亀市外にお住まいの方や丸亀市外で創業する方も交付対象ですが、丸亀市以外での創業を予定さている場合、優遇措置を受けられないことがあります。証明書の提出先に予めご確認ください。

創業時の優遇措置（特定創業支援等事業）

①登録免許税の減免

創業を行おうとする者又は創業後 5 年未満の個人が、株式会社又は合同会社を設立する場合、登録免許税の軽減を受けることが可能です。

◆資本金の 0.7% ⇒ **0.35%**
◆株式会社の最低税額 15 万円 ⇒ **7.5 万円**、 合同会社の最低税額 6 万円 ⇒ **3 万円**

〈注意事項〉
会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。
また、下記に該当する場合、登録免許税の軽減措置を受けることができません。
・会社設立後の者が組織変更を行う場合
・丸亀市が交付する証明書をもって、他の市町村で会社を設立する場合
※丸亀市外で会社を設立する場合、設立予定地の市町村にて特定創業支援等事業による支援を受ける必要あり

②創業関連保証の特例

保証協会による無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が事業開始の 6 カ月前から利用できます。
また、丸亀市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合でも創業関連保証の特例を活用できます。
ただし、保証の特例を受けるためには、別途審査を受ける必要があります。
なお、個人事業主の法人成りの場合、創業関連保証の特例を受けることができません。

③日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ

新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げが可能になります。（別途審査あり）

④小規模事業者持続化補助金＜創業型＞

創業後 1 年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する小規模事業者持続化補助金＜創業枠＞の申請対象となります。

※特定創業支援等事業による支援を受けた日及び開業日（設立年月日）が公募締め切りから起算して 1 か年の間であること。